

福山市地域コミュニティ推進懇談会設置要綱

(目的)

第1条 福山市地域コミュニティのあり方検討委員会の報告を踏まえた各民主団体の取組を検証するとともに、多様な主体と連携、協働して地域コミュニティの再構築に向けた取組を推進するため、福山市地域コミュニティ推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 地域コミュニティの再構築に関すること。
- (2) 各民主団体の事業及び組織の課題解決に向けた取組の検証に関すること。
- (3) 地域づくりに係る行政と地域の役割分担に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる関係団体等の委員で組織する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇談会を進行する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要に応じて別表2に掲げるアドバイザーの出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 前条に掲げるもののほか、市長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、福山市市民局まちづくり推進部まちづくり総務課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）1月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

団体名等
中間支援組織
福山明るいまちづくり協議会
福山市公衆衛生推進協議会
福山市子ども会育成協議会
福山市自治会連合会
福山市市民局長
福山市社会福祉協議会
福山商工会議所
福山市女性連絡協議会
福山市 PTA 連合会
福山市福祉を高める会連合会
福山市立大学
福山市老人クラブ連合会
ふくやま地域づくり塾修了者

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

櫻井 常矢 (福山市持続可能な地域コミュニティ形成に関する政策アドバイザー)
--